

小委員会の設置について(案)

住宅審議会における円滑な審議に資するよう、専門的、機動的、効率的な検討を行うため、下記の小委員会を住宅審議会運営規程第6条の規定に基づき設置する。

【将来の県営住宅のあり方検討小委員会 委員】

委員長	檜 谷 美恵子	(住宅(建築)政策)
委員	安 田 丑 作	(住宅政策)
	柴 田 茂 徳	(住宅流通)
	柴 田 眞 里	(行政法)
	穎 川 久 美	(消費者代表)
	西 中 功	(公募委員)
	田 中 伸 和	(関係機関)

また、議論の必要に応じて、住宅審議会運営規程第3条の規定に基づき外部有識者を適宜招致する。